

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

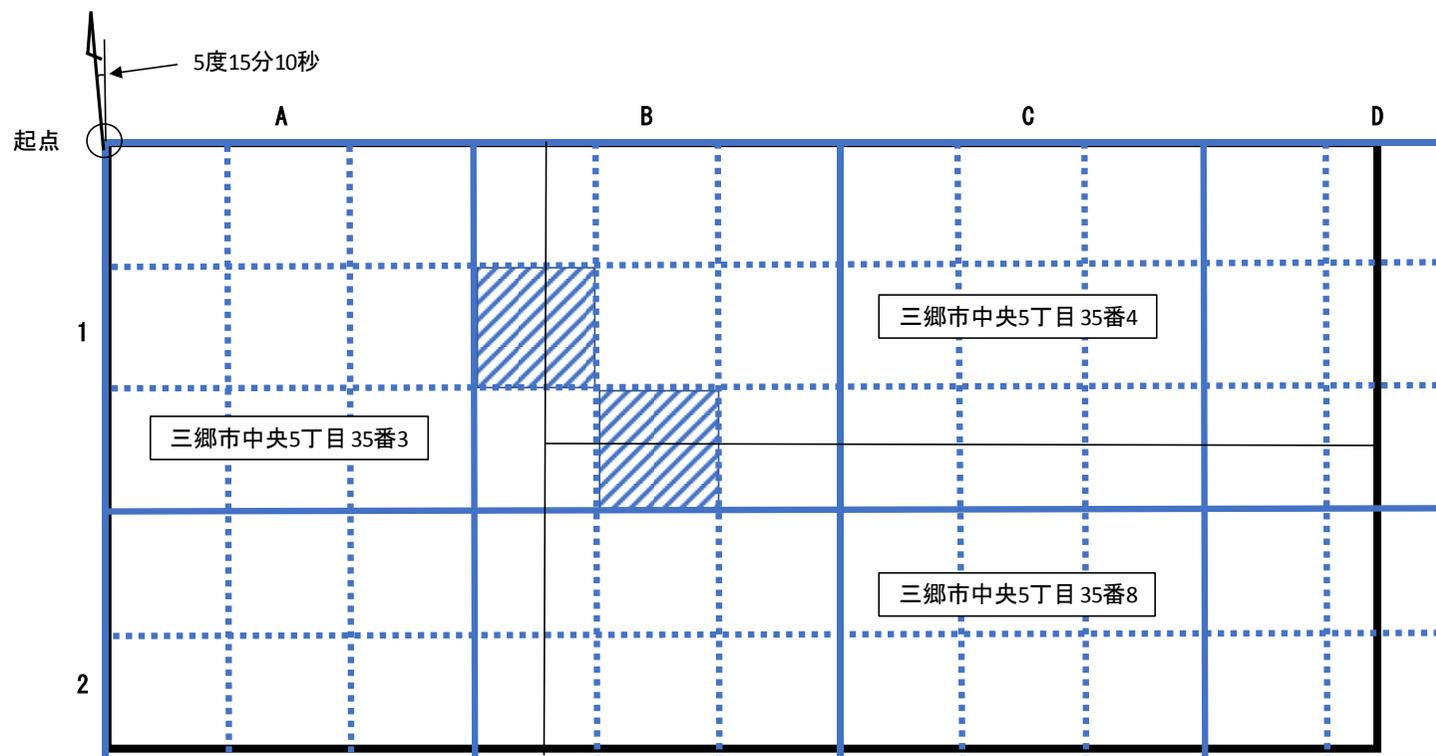
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県三郷市中央五丁目三十五番三の一部、三十五番四の一部及び三十五番八の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



| | | |
|----|---|----------------------|
| 凡例 |  | 単位区画 |
| |  | 筆境界 |
| |  | 敷地境界 |
| |  | 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画 |

| | |
|---|---|
| <p>【起点】 起点は三郷市中央五丁目35番3の最北端とする。</p> | <p>【格子の回転角度: 5度15分10秒】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。</p> |
|---|---|